

栃木県・芳賀地区における新規就農支援策について

令和4(2022)年6月現在

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
真岡市	真岡市新規就農者育成確保支援事業費補助金	①市内に居住し、専ら農業で生計を維持することを目的に、市内で新規に就農した概ね65歳までの農業経営者で、真岡市より青年等就農計画の認定を受けた者。且つ5年以上市内で営農が見込まれる者。ただし、市税完納者に限る。	①施設、農業機械、農地取得等の初期投資の合計額に、30パーセントを乗じた額を補助(3,600千円以内) ※1回限り	随時		産業部 農政課 0285(83)8137 <a href="http://www.city.moka.tochigi.jp/12,18832,48,338.html">http://www.city.moka.tochigi.jp/12,18832,48,338.html</a>			4.7
	①新規就農者農業経営支援 ②新規就農者研修支援 ③空き施設有効利用促進支援	②(新規就農塾推進協議会) 新規就農塾推進協議会が主催する研修を終了した者が市内において就農した場合、協議会が負担した派遣研修先謝礼の一部を補助する。	②新規就農塾推進協議会が主催する研修を終了者1人に対し180千円を補助						3
	④新規就農者家賃支援 ⑤親元就農者支援	③市内在住の認定新規就農者へ農地および施設(パイプハウスなど)を5年間以上貸付けた方に、奨励金を交付する。	③施設1m当たり500円						9
		④市内在住の認定新規就農者へ家賃の一部を補助する。	④アパートなどの借家の家賃の50パーセント、または2万円のいずれか低い額。 ※最長3年間						8
		⑤真岡市で農業を経営する親元に、後継者が就農した場合、設備投資費等の一部を補助する。	⑤施設、機械、農地取得等の初期投資額の30パーセント、または30万円のいずれか低い額。 ※1回限り						4
	新規就農者フォローアップ 新規就農者指導員の設置	新規就農塾推進協議会が主催する研修やとちぎ農業未来塾(県)の研修後就農した認定新規就農者(市内に居住し、専ら農業で生計を維持することを目的に、市内で新規に就農した概ね65歳までの農業経営者で、真岡市より青年等就農計画の認定を受けた者)	自立できるまでの1年間、新規就農者の農業経営や栽培技術の指導、生活面の相談役として新規就農者指導員を配置しフォローアップする。 (指導員の任期1年以内) ○補助額 指導員に対して、月額5千円						6.9
	新規就農相談会	新規就農者及び新規就農希望者	新たに就農を目指す人への情報提供 JA、県、市による新規就農支援のワンストップサービスを提供。						1

益子町	新規就農者等支援事業費補助金 ①家賃補助 ②農業機械等導入費補助 ③種子・種苗購入費補助	①家賃補助 ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者、又は町内に農業を主として営む法人と雇用契約を締結してから1年以内の者 ○町内に家屋を持たず、町内の賃貸住宅等に居住している者 ○申請時から3年を限度として補助 ○町税等を完納している者(世帯全員)	月額家賃の1/2以内の額とし、2万円を限度とする。	随時	予算の範囲内	農政課 0285-72-8835 <a href="https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page003016.html">https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page003016.html</a>	8
		②農業機械等導入費補助 ○町内に住所を有していること ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者 ○町税等を完納している者(世帯全員)	農業機械・農業用施設等の導入又は整備に要する費用の1/2以内の額とし、100万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4
		③種子・種苗購入費補助 ○町内に住所を有していること ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者 ○町税等を完納している者(世帯全員)	園芸作物の種子・種苗の購入に要する費用の1/2以内の額とし、5万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4
	農業研修者受入支援助成金	次の要件を全て満たす者を研修者として受け入れる町内の認定農業者等 ○農業で自立を目指す者 ○町内に居住する者 ○営農農地が町内にある者	1名あたり月額2万円とし、最長2年間交付する。	随時	予算の範囲内		3
	イノシシ被害防止対策事業費補助金	○町内の10a以上の耕地 ○事業費5万円以上(税込)	事業費の1/2以内とし、1事業あたり10万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4
	農業用ビニールハウス資材購入費補助金	○町内に住所を有していること ○出荷を目的とした農作物をおおむね3年以上作付けすること ○事業費5万円以上(税込)	高収益な野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷の促進、並びに自然災害により農業施設が被災した農業者の農業経営の安定を図る。 ○補助対象事業費の1/2以内 ※限度額20万円	随時	予算の範囲内		4
	ましこ農の学校	○将来益子町内で就農など農のある暮らしを目指している方、または検討されている方 ○ましこ農の学校の理念に共感いただける方 ○町税等を完納している者(世帯全員)	外部講師等による野菜の基本的な栽培方法の習得や農業機械の操作方法の支援 益子加工センターを使用した加工品の製造や道の駅ましこでのマルシェ販売の支援	令和4年度終了	約10組		1・9
	若者定住促進住まいづくり奨励金	次の要件を全て満たす者 ○町内に移住・定住するために新築住宅を取得した者 ○住宅を取得した時点で所有者が40歳未満 ○居住区域の自治会に加入していること	一律25万円	令和3年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内		8
	若年子育て世帯家賃補助金	民間賃貸住宅に居住する借主が40歳未満であり、かつ、中学生以下の同居する子がいる世帯に対し、家賃の一部を最大2年間(24ヶ月)補助(要自治会加入)	月ごとの実質家賃(住宅手当等を差し引いた金額)の2分の1(上限2万円)、千円未満切り捨て。	随時	予算の範囲内		8

茂木町	新規就農支援	・新規就農者	就農相談(窓口) 情報提供 農地斡旋	—	—	農林課 0285-63-5634	1
	茂木町農業振興資金利子補給	・農業振興資金の貸付を受けた農業者	【利子補給率】年3%以内 【補給期間】7年以内	随時	—		9
	茂木町農業近代化資金利子補給	近代化資金の貸付を受けた農業者	【利子補給率】2%以内 【補給期間】償還期間内	随時	—		9
	茂木町施設園芸新規参入支援事業	・認定新規就農者 ・認定農業者等で、新たに施設園芸に参入する者(作物転換後5年以内の者)	【補助対象】 ・町で推進する施設園芸作物(イチゴ、アスパラガス、ニラ等)の新規導入又は生産規模拡大を図るためのパイプハウス及び付帯設備の導入経費(対象面積は100㎡以上) 【補助率】事業費の1/2以内 【金額】上限200万円 【その他】 ・国又は県の補助等を併せて受ける場合は事業費の6/10以内 ・その場合の町が負担する補助金の額は、事業費の2/10以内、上限200万円	随時	—		9
	新規就農者定着支援事業	・概ね55歳未満の新規就農者で、国の農業次世代人材投資資金の給付を受けない者	【対象経費の種類】 住宅の修繕、清掃、簡易な農機具の購入等 【補助率】事業費の1/2 【金額】上限10万円	随時	—		9
	施設園芸用ハウス整備事業費補助事業	・直売所に出荷する目的で作物を栽培する農業者、または今後出荷することが確実と見込まれる農業者	【対象経費の種類】 パイプハウス資材購入費 【補助率】事業費の1/2 【金額】上限20万円	随時	—		4
	移住・定住支援	・茂木町に定住しようとする者	5年以上、農地付の空き家に居住し、耕作する場合、1a(100㎡)から農地の取得が可能	—	—		7・8
市貝町	新規参入農業者支援事業費補助金	町内に住所を有する農業者のうち ①認定新規就農者 ②早期退職者などの帰農者	農業機械・施設等の購入費用の1/2以内を助成する。(上限50万円)	随時	—	農林課 農業振興係 0285-68-1116 <a href="http://www.town.ichikai.tochigi.jp/">http://www.town.ichikai.tochigi.jp/</a>	4
	新規就農者家賃補助金	次の条件を全て満たす者 ・交付申請の日において、町内に住民票を移してから2年以内の者 ・認定新規就農者、又は認定新規就農者となる見込みのある者 ・18歳以上50歳未満の者	賃貸住宅に係る家賃の1/2以内を助成する。(上限2万5千円。12箇月分に限る)	随時	—		8
	市貝町道の駅農産物安全供給対策事業費補助金	次の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有するもの ・道の駅サシバの里いちかい農産物直売所の出荷登録者 ・町税を滞納していない者	農業用ハウスの新設、既存ハウスの長寿命化に要する資材の購入に係る経費、ハウスに併設する暖房設備の購入に係る経費の1/2以内を助成する。(上限50万円)	随時	—		4
	振興作物種子等購入費補助金	町内に住所を有する農業者、生産組合、農業を営む法人	町の振興作物であるイチゴ、トマト、アスパラガス及びメロン等を新規、拡充し作付する場合、苗・種子の購入費用の1/2以内を助成する。	随時	—		4

芳賀町	施設用園芸ハウス設置整備事業	○認定農業者又は認定新規就農者 ○町税の滞納がないこと ○新設又は増設部分のみ ○500㎡以上4,000㎡以下	○事業費の3分の1以内 ○補助金上限は330万円 ○事業費上限は面積1㎡あたり3,000円	随時	予算の範囲内	農政課  028-677-1110 nougyoushinkou@town.tochigi-haga.lg.jp	4
	施設野菜病害虫防除事業	○非散布型薬剤を購入した芳賀町内の施設野菜栽培農家	○事業費の4分の1以内	随時	予算の範囲内		4
	イノシシ被害防止対策事業	○イノシシによる農作物の被害を防止するため、電気柵の購入費用の一部を補助する。 ○町内に住所を有する農業者又は農業者の団体	○補助対象経費の2分の1以内 ○補助金上限は5万円	随時	予算の範囲内		4
	完熟堆肥購入費補助事業	○町指定の堆肥生産者から堆肥を購入費用(散布料含)の一部を補助する。 ○町内に住所を有する者	○補助対象経費の2分1以内	随時	予算の範囲内		4
	定住促進事業	○夫婦のどちらかが40歳未満または扶養家族がいる40歳未満の方 ○町税の滞納がないこと ○芳賀町以外から転入してきた方 ○賃貸住宅に居住された方又は分家して新しい家庭を持つ方で、本家の敷地外に建てる方 他諸条件あり	①住宅取得事業 ○新築、建売、中古の専用住宅または店舗併用住宅を取得された方に対して50万円の交付  ②住宅家賃補助事業 ○賃貸住宅に居住された方に月1万円を最大36カ月交付。	随時	予算の範囲内	都市計画課 028-677-6020 toshikeikaku@town.tochigi-haga.lg.jp	8
新規就農塾推進協議会	新規就農塾推進協議会・いちご研修生募集	募集対象者 ①年齢 満18～48歳 ②研修終了後、JA管内で就農すること ③JA組合員・JA生産部会に加入すること  ※申込書提出後、書類審査・面接の上で選考となります。詳細条件は問い合わせ下さい。	1年間(4～3月まで)の研修支援 ・実際の農作業を通じての研修 ・講習会等での研修 他	令和4年11月まで	6名程度	はが野農業協同組合 営農部 0285-83-7623 http://www.ja-hagano.or.jp	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他